

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」と関係法令の比較（概要版）

品質確保法 （平成１７年４月１日法律第１８号）	基本方針 （平成１７年８月２６日閣議決定）	農業農村整備事業工事等の今後の取組方針 （平成１７年１２月７日農村振興局整備部長通知）
（目的） 公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的な事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進 （基本理念） １．公共工事の品質は、 ①社会資本を整備するという公共工事の社会経済上の重要な意義にかんがみ、国、地方公共団体、発注者、受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、 ②建設工事の特性（目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質は受注者の技術的能力に負うところが多いこと等）にかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、 ③工事の効率性、安全性、環境への配慮等が品質を確保する上で重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保 ２．公共工事の品質確保に当たっては、 ①受注者としての適合性を有しない建設業者の排除など入札・契約の適正化 ②民間事業者の能力の活用 ③請負契約の当事者の対等な立場における合意による公正な契約を締結 ④公共工事に関する調査・設計の品質確保に配慮。 （発注者の責務） １．発注者は、発注関係事務（仕様書・設計書の作成、予定価格の作成、入札・契約方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督、工事中・完成後の確認・評価等）を適切に実施。 ２．発注者は、施工状況の評価等の資料が有効に活用されるよう保存。また、必要な職員の配置等に努力 （政府等の取組み） １．政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針を策定。	第１ 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項 ○発注者の責任と自主性において、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約とすることが重要 ○このためには、発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、技術提案を求めることに努め、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することが必要 第２ 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針 １ 発注関係事務の適切な実施 ○公共工事の発注者は、有資格者名簿作成、仕様書及び設計書等の契約図書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査などを適切に実施。	Ⅰ 第１の「公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項」について ・公共工事及び公共工事に関する調査設計の品質確保の取り組みにあたっては、これら農業農村整備事業の特性を十分配慮しつつ実施していくことが必要。 Ⅱ 第２の「公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針」について １ 「発注関係事務の適切な実施」 ・農業農村整備事業の事業主体は、公共工事の品質確保のため、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査などの発注関係事務を適切に実施。 ・このため、発注者自ら発注関係事務を適切に実施することが困難である場合には、発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者（農業農村整備事業にあっては都道府県土地改良事業団体連合会などの公益法人）の能力を活用。

品質確保法 (平成 1 7 年 4 月 1 日法律第 1 8 号)	基本方針 (平成 1 7 年 8 月 2 6 日閣議決定)	農業農村整備事業工事等の今後の取組方針 (平成 1 7 年 1 2 月 7 日農村振興局整備部長通知)
2. 政府は、関係行政機関による協力体制の整備等を措置。 (品質を確保するための発注手続) 1. 発注者は、競争参加者の技術的能力(工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験等)を審査 2. 発注者は、競争参加者から技術提案を求めるよう努力し(工事の内容からみて必要がない場合は除外)、中立・公正な審査・評価が行われるよう必要な措置を講じて、これを適切に審査・評価。提案内容によっては公共工事を確実に実施できないと認めるときは、その提案を不採用とすることが可能。この際、評価方法等に関する情報を公表。	2 技術的能力の審査の実施に関する事項 (1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査 ○経営状況や施工能力に関する事項だけでなく、工事実績、工事成績評定等も活用 ○防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも検討 (2) 個別工事に際しての技術審査 ○建設業者及び予定技術者の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査に加え、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行い、不良不適格業者を排除 3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項 (1) 技術提案の求め方 ○発注する工事の内容に照らし、必要がないと認められるときを除き、技術提案を求めるよう努める。 - 高度な技術を要しない一般的な工事においては、施工計画の工程管理、施工管理上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱う ○高度な技術提案を求める場合には、事業の目的、工事の特性等を踏まえ、安全対策、交通・環境への影響、強度、耐久性、維持管理の容易性等といった評価項目を設定するよう努める (2) 技術提案の適切な審査・評価 ○一般的な工事において求める技術提案は、施工手順、工期の設定の妥当性、地形・地質、品質確認の頻度・方法等について評価 ○これらに加え、同種・類似工事の経験、工事成績、配置予定技術者の経験、防災活動への取組等により蓄積された経験等についても評価	2 「技術的能力の審査の実施に関する事項」 (1) 「有資格者名簿の作成に際しての資格審査」 ・国においては、有資格業者名簿作成における資格審査における主観点数の算定にあたっては、工事实績、工事成績評定、工事規模、工事の難易度、技術提案の有無等を審査項目として考慮しているところ。 ・さらに農地・農業用水等の資源保全、農村環境保全、住民参加型直営施工への支援活動、防災活動等の地域活動を主観点数に反映させる方策の改善のため、審査項目の検討、評価点数の算定方法等について、資格点数の次期改訂(平成 1 9 年度)を見据え検討。 (2) 「個別の工事に際しての技術審査」 ・従来から、国においては、競争参加者の技術的評価は、施工実績、配置予定技術者の経験・資格、工事成績、施工計画を審査しているところ。 ・配置予定技術者の技術的能力の審査にあたっては、単に求める資格の有無のみならず、日々進歩する技術に的確に対応し技術的能力の向上を図っているかどうかの視点から、農業農村整備事業に関する継続教育の実施状況についても評価を実施。 3 「技術提案の審査・評価の実施に関する事項」 (1) 「技術提案の求め方」 ・競争に参加しようとする者に対して技術提案を求める場合、「簡易型」、「従来型」、「高度技術提案型」を適用。「簡易型」及び「高度技術提案型」の実施手続きについては、早急に整備を行うとともに、試行工事を実施。 ・技術提案の評価項目については、「維持管理の容易さ」、「ライフサイクルコスト」、「環境との調和への配慮」などを重視し、評価項目と具体的な評価基準の設定方法の整備を図る。 (2) 「技術提案の適切な審査・評価」 ・総合評価においては、技術評価点数と価格評価点数のバランスが重要。 ・総合評価において、技術提案を評価する加算点(技術評価点数)の配点割合は、現在 1 0 %で運用しているところであるが、当面、工事の内容に応じて、3 0 %まで拡大することにより、民間の優れた技術力の導入を促進、今後実績を積み重ね、結果を分析し、配点割合の拡大を検討。 ・農地・農業用水等の資源保全、農村環境保全、住民

品質確保法 (平成１７年４月１日法律第１８号)	基本方針 (平成１７年８月２６日閣議決定)	農業農村整備事業工事等の今後の取組方針 (平成１７年１２月７日農村振興局整備部長通知)
３．発注者は、技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることが可能。その過程の概要は公表 ４．発注者は、高度な技術等を含む技術提案を求めたときは、技術提案の審査後に予定価格を定めることが可能。この際、学識経験者の意見を聴取。	(３) 技術提案の改善 ○技術提案の審査において、技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、透明性の確保のためその概要を速やかに公表 (４) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格 ○高度な技術、優れた工夫を含む提案を求めた場合には、最も優れた提案が採用できるよう予定価格を作成することができる。この場合には、中立、公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取 ４ 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項 ○国は、総合評価方式の実施方針、複数の工事に共通する評価方法を定めるとき、学識経験者の意見を聴くものとする。また個別工事の評価方法、落札者の決定についても同様 ○地方公共団体においては、総合評価方式を行おうとするとき、総合評価方式により落札者を決定しようとするとき、あらかじめ２人以上の学識経験者から意見を聴取 ○入札契約の苦情については、第三者機関の活用等により、中立かつ公正に処理する仕組みを整備 ○手続きの透明性を確保する観点から、技術提案の評価結果等については、契約後速やかに公表 ５ 工事の監督及び検査並びに施工状況の確認、評価に関する事項 ○発注者は、工事検査、技術検査、工事成績評定に必要な要領、技術基準を策定 ○工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体の連携により、評定項目の標準化に努める ６ 発注関係事務の環境整備に関する事項 ○各省庁は、技術提案の審査・評価、工事監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施に資するよう、標準的な方法や留意事項を取りまとめた資料を作成 ○基準や要領の整備が困難な地方公共団体に対しては、	参加型直営施工への支援活動、防災活動等の地域活動への取組等により蓄積された経験等地域要件を評価する具体的手法についても検討。 (３) 「技術提案の改善」 ・総合評価方式の適用にあたっては、簡易型以外の全ての場合において競争参加者からの技術提案の審査の過程で、技術提案の改善を求め、改善を提案する機会を与えること。 (４) 「高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格」 ・高度な技術等を含む技術提案を求めた場合のモデル事業に取り組むとともに課題を整理し、実施要領等について早急に整備。 ４ 「中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項」 ・国において、総合評価の実施方針等を定めるときは、必ず２人以上の学識経験者の意見を聴くものとするが、高度技術提案型にあつては個別工事毎に評価方法、落札者決定に関しても学識経験者の意見を聴くものとし、その手続き方法について検討。 ・学識経験者の意見を聞く場を設けることができない市町村に対しては、都道府県が支援を行うなどの工夫、あるいは発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の活用等を検討。 ・国は、地方公共団体が意見を求める学識経験者の選定にあたって協力。 ５ 「工事の監督及び検査並びに施工状況の確認、評価に関する事項」について ・工事検査などに必要な要領等について、農業農村整備事業の発注者間で相互利用できるもの等については連携し、標準化。 ・標準化にあたっては、「農業農村整備事業に係る公共工事の品質確保に関する協議会（仮称）」（以下「協議会」という。）において検討。 ・工事途中で必要に応じた行う技術検査については、その実施手続きを早急に整備 ６ 「発注関係事務の環境整備に関する事項」について ・農業農村整備事業における各発注者が、技術提案の適切な審査・評価、工事成績評定等に関する要領等の整備が困難な場合には、国、都道府県が必要に応じて支援を行うが、支援にあたっては、協議会を活用。

品質確保法 (平成１７年４月１日法律第１８号)	基本方針 (平成１７年８月２６日閣議決定)	農業農村整備事業工事等の今後の取組方針 (平成１７年１２月７日農村振興局整備部長通知)
(発注者の支援) １．発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であるときは、他の地方公共団体その他の能力を活用するよう努力。その際、知識・経験、法令順守・秘密保持等の条件を備えた者を選定するとともに、選定した者が行う発注関係事務の公正性を確保するため必要な措置。 ２．国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施することができる者の育成等に努力	国及び地方公共団体が支援 ○各発注者は工事の施工状況、工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用 ○新技術の活用等のため、必要に応じて技術基準・指針、発注仕様書等を見直し ７ 調査及び設計の品質確保に関する事項 ○工事と同様に調査・設計の契約にあたっては、競争参加者の技術的能力を審査することにより、品質を確保 ○また、技術的な工夫の余地が少ない場合を除き、競争参加者に対して技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが必要 ○技術提案を求める必要がない場合においても、業務実績、業務成績、予定技術者の能力等を適切に審査 ○業務内容、成績評定の結果等のデータベース化の推進 ８ 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用 (１) 国、都道府県による支援 ○各発注者は、発注関係事務を適切に実施することができるよう体制整備に努める ○発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用 ○国及び都道府県は、研修の受け入れ、要請に応じた支援、発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力、情報の収集・提供についての措置を講じるよう努める	・その際には、工事の発注に関して市町村等への豊富な支援実績を有する都道府県土地改良事業団体連合会との連携を図ることが必要。 ・競争参加者の技術的能力を公正かつ効率的に行うためのデータベースの整備、利活用についても協議会において検討。 ７ 「調査及び設計の品質確保に関する事項」について ・調査及び設計の品質確保のために、プロポーザル方式の活用を一層推進。 ・技術提案を求めない場合においても、競争参加者の指名等にあたっては、事前に競争参加者の業務実績、業務成績、配置予定技術者の資格・経験など技術的能力を適正に評価。 ・配置予定技術の技術的能力資格の審査にあたっては、日々進歩する技術に的確に対応し技術的能力の向上を図っているかどうかの視点から、農業農村整備事業に関する継続教育の実施状況についても評価 ・農業農村整備事業の公共工事の発注者である国、都道府県、市町村それぞれで作成された業務成績評定について、相互に活用できるよう現在稼働しているＡＧＲＩＳ（農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス）の普及を促進するとともに、必要に応じて改良していくことが重要。 ・業務成績評定要領等の整備が不可欠であり、協議会において、その標準化等についても今後検討。 ・監督・検査等に関する要領が未整備の市町村に対して国及び県は支援。 ８ 「発注関係事務を適切に実施することができる者の活用」について (１)「国、都道府県による支援」について ・農業農村整備事業に係る公共工事の品質確保に関する相談窓口を、国においては「地方農政局整備部設計課」と「土地改良技術事務所」に置くとともに、都道府県においては「農業農村整備事業関係課」に置いて市町村等の取組を支援。 ・「土地改良技術事務所」は、公共工事の品質確保に関する地方公共団体等からの支援要請及び情報の収集・提供に迅速かつ的確に対応できるよう体制を整備。 ・また、発注関係事務を適切に行うことができる職員の育成等のため、国、都道府県は連携して市町村職員の技術力向上のための研修の充実を検討。

品質確保法 (平成 1 7 年 4 月 1 日法律第 1 8 号)	基本方針 (平成 1 7 年 8 月 2 6 日閣議決定)	農業農村整備事業工事等の今後の取組方針 (平成 1 7 年 1 2 月 7 日農村振興局整備部長通知)
(施行日等) 1. 公布日：平成 1 7 年 3 月 3 1 日 施行日：平成 1 7 年 4 月 1 日 2. 政府は、施行後 3 年経過の場合、本法の施行状況等について検討し、必要があると認めるときは、検討結果に基づいて所要の措置。	(2) 国、都道府県以外の者の活用 ○国、都道府県以外の者に発注関係事務を行わせる場合は、公正で円滑に業務を遂行できる組織であり、その職員が適切な知識・経験を有していることが必要 ○発注関係事務を行うことができる者の選定にあたっては、当面、公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等が対象 ○民間企業等については、選定の対象となることのできるよう必要な環境整備に努める 9 施策の進め方 ○各発注者の体制等に鑑み、段階的計画的に推進 ○政府は、基本的施策の施状況について調査を行い、公表 ○発注者間の協力体制を強化	(2) 「国、都道府県以外の者の活用」について ・発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者については、当面、公共工事の設計、積算、工事監督等の支援等を行うことができる公益法人等に限定。農業農村整備事業に関しては、例えば都道府県土地改良事業団体連合会がこれに該当。 ・都道府県土地改良事業団体連合会以外の公益法人を活用するときには、農業農村整備事業全般に対する知見、工事の対象となる施設に対する技術的能力等に配慮しつつ、公平性、中立性、法令の順守、秘密保持の確保ができる公益法人を選定。 ・民間を含む外部機関の取り扱いについては、今後、協議会で、そのあり方について検討。 9 「施策の進め方」について ・発注者間の協力体制の強化を図るため、各地方農政局毎に、地方農政局と都道府県の担当者から構成する協議会を設置し、さらに各ブロックの代表者から構成する「全国協議会（仮称）」を設置。 ・公共工事の品質確保に関する国の取り組みは、参考として地方公共団体及び都道府県土地改良事業団体連合会等に対して、土地改良技術事務所等を通じて、関係資料の提供等積極的な情報提供を実施。